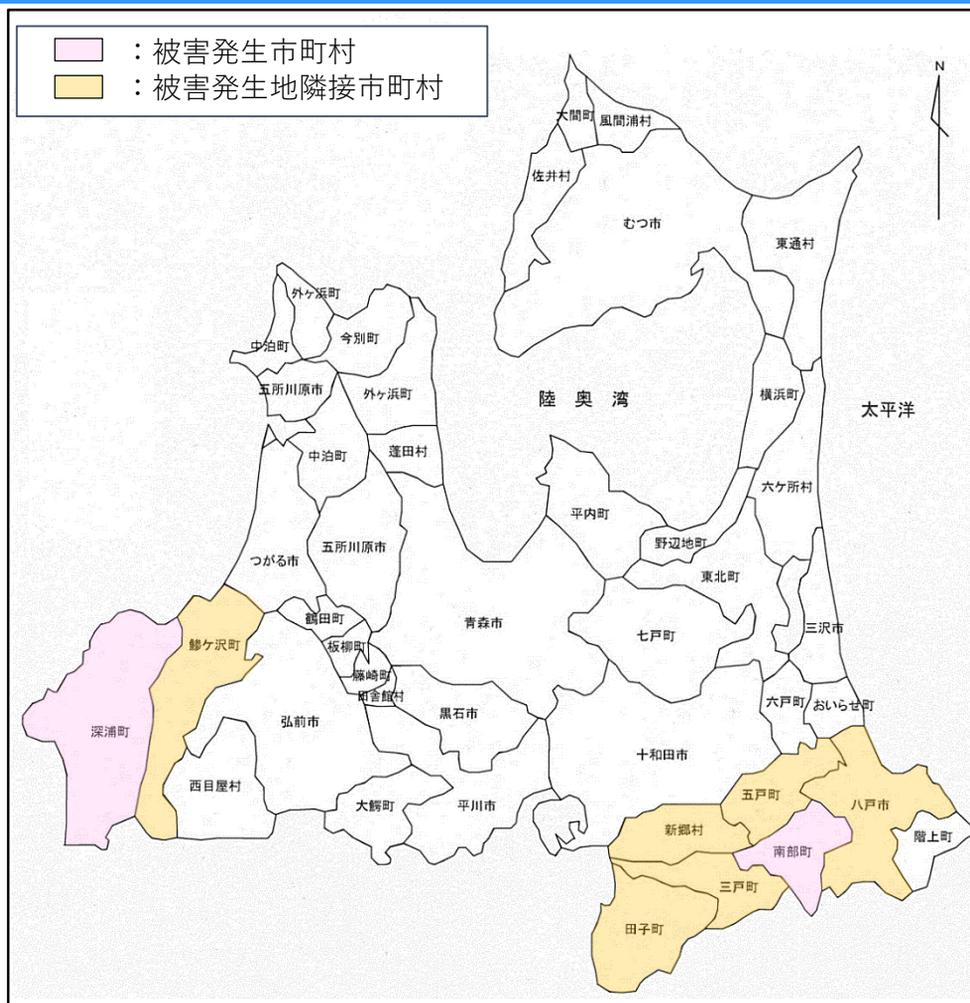


マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項



留意事項及び地域区分の一覧

留意事項	地域区分	A	B	C
		被害発生市町村	被害発生隣接市町村	A・B以外の市町村
①生立木の伐採 (6月～9月)		× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
②被害木等の市町村外 への移動		× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③被害木駆除 (10月～翌年5月)		○ 確実に処理	— 対象外	— 対象外
④被害地域からの 材の移動		× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤枯死木の情報提供		○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A: 深浦町、南部町

B: 八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鱒ヶ沢町

C: AとBを除く県内32市町村